

SDG s 推進センターツイッター運用要領

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、SDG s 推進部とともに生きるまち推進課SDG s 推進センターが取得したTwitter アカウント（以下、「SDG s 推進センターツイッター」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものである。

(基本ポリシー)

第2条 SDG s 推進センターツイッターのポリシーは、次の各号のとおりとする。

- (1) 江戸川区のSDG s への取組みを区民および事業者等に広く発信し、SDG s への理解を深めてもらうこと。
- (2) 日常生活でもできるSDG s を紹介し、より多くの人に取組んでもらうこと。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為。または投稿された記事をいう。
- (4) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。

(運用の主体)

第4条 SDG s 推進センターツイッターの運用主体はSDG s 推進部とともに生きるまち推進課とし、アカウントの管理、情報の発信はともに生きるまち推進課SDG s 推進センター職員が行う。

- 2 アカウントの名前は「江戸川区SDG s 推進センター」、ユーザー名は「@Edogawa__SDGs」とする。
- 3 パスワードはアカウントを管理する職員が適切に管理し、不正アクセス対策を行う。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、次に掲げるものを明示する。

- (1) 運用主体としてツイッターのユーザー名を、江戸川区公式ホームページ上に明示する。
- (2) ツイッターを運用している旨を江戸川区公式ホームページ上に明示する。
- (3) 江戸川区公式ホームページ、ツイッターページの相互にハイパーリンクを設置する。

(掲載内容)

第6条 SDG s 推進センターツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) SDG s 推進センターが主催または共催しているイベント情報
- (2) イベントその他の募集情報
- (3) その他、ともに生きるまち推進課長が特に認めるもの

(意思決定)

第7条 情報発信については、原則としてともに生きるまち推進課長の決定を必要とする。ただし、以下については所属長の決定がなくとも情報発信することができることとする。

- (1) 既にホームページ等に掲載するなど、公表済みの内容
- (2) SDG s に積極的に取り組んでいる団体や本区と関わりのある団体アカウントのフォロー
- (3) 前号に掲げた団体のSDG s への取組みに関するツイートに対するリツイート

(運用体制)

第8条 情報発信内容の更新、利用者の書き込み確認などは、ともに生きるまち推進課SDG s 推進センター職員が行う。ともに生きるまち推進課長は、運用要領に沿った運用が行われているかを継続的に監視する。

(利用端末)

第9条 ともに生きるまち推進課SDG s 推進センター職員は全庁 LAN 端末を用いて、インターネットTSより情報発信を行う。

(発信する上での留意点)

第10条 情報を発信することについては、次の各号に掲げることに留意することとする。

- (1) 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信をすること。
- (2) 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。
- (3) 個人情報、肖像権、著作権について、十分に配慮すること。

(リプライの制限)

第11条 掲載内容に対する意見などに対しては、原則としてリプライはしない。ただし国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートで、特にともに生きるまち推進課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ホームページとのリンク)

第12条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として江戸川区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特にともに生きるまち推進課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(運用要領の周知・変更等)

第13条 本要領の内容は、区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨、区公式ホームページを通じて周知する。

(なりすましへの対応)

第14条 ともに生きるまち推進課は、なりすましを発見した場合は、区ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

第15条 法令、江戸川区情報セキュリティポリシー、およびこの要領を遵守すること。

(その他)

第16条 その他、本要領の実施について必要な事項は、ともに生きるまち推進課長が別に定める。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。